

(報道発表資料)

令和 7 年 3 月 3 日

京都市保健福祉局

担当：健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

電話：075-213-5871

担当：障害保健福祉推進室

電話：075-222-4161

高齢者・障害者施設に対する令和6年度物価高騰対策支援金の給付

この度、京都市では、物価高騰の状況を鑑み、高齢者・障害者施設が安定的な運営を行えるよう、令和5年度に引き続き、「令和6年度物価高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を給付します。

1 対象施設・事業所

(1) 高齢者施設・事業所

以下のサービス種別に該当する高齢者施設・事業所

○入所系（約660施設）
特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
○通所系（約980施設）
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
○訪問系（約4,400事業所）
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

※ 各施設及び事業所における、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業も対象とする。

(2) 障害者施設・事業所

以下のサービス種別に該当する障害者施設・事業所

○入所系（約 1 7 0 施設）
療養介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助
○通所系（約 5 7 0 施設）
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援
○訪問系（約 2, 1 5 0 事業所）
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス
○その他
重度障害者等包括支援

2 給付対象期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 1 年間分

3 給付額（総額約 9. 8 億円）

高齢者・障害者施設の運営費のうち、物件費相当分に対し、物価上昇率を乗じた額を支援金として給付します。

<算定式>

運営費（月）（※1）×物件費割合（※2）×物価上昇率 1.1%（※3）×12 か月

※1 本市が過去の請求実績等から算出します。

※2 国資料（介護給付費分科会等）に基づき、サービス種別ごとに設定

<高齢>

- ・ 55%…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、ケアハウス、短期入所療養介護、通所介護、地域密着型通所介護
- ・ 45%…認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問リハビリテーション
- ・ 30%…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

<障害>

- ・ 45%…就労継続支援A型、就労継続支援B型
- ・ 40%…短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域活動支援センター（デイサービス）、日中一時支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、移動支援、訪問入浴サービス、重度障害者等包括支援
- ・ 35%…療養介護、施設入所支援
- ・ 20%…共同生活援助

※3 令和6年4月以降の物価上昇率（京都市消費者物価指数（総合）の令和6年4月から令和6年10月における令和6年4月比の平均）（1.1%）

4 給付条件

以下、全ての条件を満たすこと。

- ① 令和6年9月以前から施設・事業所として運営しており、令和7年3月1日時点においても運営していること
- ② 支援金は、施設・事業所のサービス提供に係る運営経費（人件費費除く）として活用すること

5 給付方法

- ①本市から対象の法人又は施設・事業所に対し、支援金に係る書類を郵送
- ②支援金の給付を希望する施設・事業所は、専用フォームから口座情報等を入力し、申請（電子申請）
- ③申請いただいた施設・事業所に対し、支援金を給付

6 スケジュール（予定）

令和7年3月上旬	対象の法人又は施設・事業所に支援金に係る書類を送付
3月中旬	対象の法人又は施設・事業所からの申請受付（電子申請）
3月下旬 以降順次	申請に基づき支援金を順次給付